

徳島県告示第四十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
木下病院	徳島市南末広町四番七〇号	医療法人喜久寿会	介護療養型医療施設	令和元年十二月三十一日
吉野川病院	板野郡北島町高房字八丁野西三六・一三	医療法人修誠会	同	同